

# 仕 様 書

公園トイレ更新工事（箕面東公園）

箕面市みどりまちづくり部公園緑地室

## 1. 工事概要

・トイレ更新工事	一式
直接仮設工事	一式
基礎工事	一式
ユニット工事	一式
とりこわし工事	一式
電気設備工事	一式
給排水設備工事	一式
外構工事	一式
その他工事	一式

## 2. 工事設計図書

### ①設計図 15枚 (表紙・特記仕様書含む)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図 (建築工事編)

以上、最新版による。

## 3. 工事範囲

上記設計図書に示された範囲 一式

## 4. 主任技術者

実務経験5年以上を有した者の内、建設業法第26条の規定に基づく主任技術者(建設業法による1級建築施工管理技士を有する者に限る。)1名を定め、主任技術者届に経歴書を添えて監督職員に提出し承認を受けた上で、配置すること。

## 5. 現場代理人の常駐

建設業法第19条の2の規定に基づく1級建築施工管理技士の資格を有する者1名を現場代理人と定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督職員に提出し、承認を受けた上で現場代理人とすること。

なお、主任技術者と現場代理人は兼務してもよい。

## 6. 疑義

設計図書が互いに相違する場合、又は明記のない場合あるいは疑義が生じた場合は監督職員の指示による。

7. 官公署その他への手続き

本工事に必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行うこと。また、これに必要な費用は請負者の負担とする。

8. 養生その他

工事施工中は必要な養生を行い、必要と認めた場合には隣接物、その他に対して損害を与えないよう養生を施すこと。

9. 工事に関する報告

工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告書を提出すること。報告内容、様式は監督職員の指示による。

10. 工事の竣工

工事は市検査職員の検査合格をもって竣工とする。

11. 竣工図書、竣工写真及び引渡し

引渡し時に、竣工図書を作成の上、提出すること。引渡しに際しては、施工に関連した図書を提出すること。内容は監督職員の指示による。

12. 各種保険への加入及び建設労働者への適正な賃金の支払い

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入をすること。

13. 工程

- ① 工事の施工・事前調査等を行う場合は、予め本市監督職員と協議の上、承諾を得て実施すること。
- ② 工事中、公園利用者の妨げにならないよう、公園管理者と十分に調整を行うこと。
- ③ 建築物の施工は、建築基準法（計画通知申請）、箕面市まちづくり推進条例等の諸手続が完了してから行うこと。
- ④ 工事時間は、原則として午前8時から午後5時迄とする。（土日祝は休工）

14. 工事施工に係る留意事項

- ① 工事材料、廃液等の物資を屋外において焼却しないこと。
- ② 工事施工中の騒音発生については十分注意すること。
- ③ 「大阪府公害防止条例」、「箕面市まちづくり推進条例」及び「箕面市建設工事にかかわる交通安全、公害対策指導要綱」を遵守し改修を行うこと。
- ④ 施工現場とその周辺に作業員宿舎を設置しないこと。
- ⑤ 現場作業員の風紀の保守に留意すること。
- ⑥ 通行者等に危険のないよう、安全対策を講じること。
- ⑦ 近隣住民に支障を及ぼすことのないよう工事着手前に周知し、騒音・粉塵・振動の低減のため適切な措置を講じること。
- ⑧ 工事用進入路については道路管理者等と十分協議し、またその維持管理に努め、破損した場合には速やかに修復すること。なお、材料置場が必要な場合は、監督員の許可を受けた上で、安全対策を十分に講じること。
- ⑨ 大阪府では自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制が実施されており、下記の事項について遵守すること。（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく。）

- a) 大阪府が交付する適合車等標章（ステッカー）を表示している車両を使用すること。
  - b) 工事受注業者又はその下請業者は、車種規制適合車等の使用を求めること。  
また、車種規制適合車等が使用されたことについて確認すること。
- ⑩設計変更等については、市の設計書に基づき市の査定額による。
  - ⑪その他必要な事項については、その都度、監督職員と協議を行うこと。
  - ⑫騒音工事については、施工日時等を事前に近隣住民に配慮し周知すること。

15. 交通安全の確保について

- ①工事用車両等の運行については十分注意し、対人等の危険防止を図ること。
- ②工事用車両等を敷地内に許可なく駐車しないこと。
- ③工事用材料運搬車両は原則として、荷台にシートを被せること。
- ④工事用車両は、騒音防止のため警笛の抑止と、進行速度及び工事現場内制限速度遵守並びに排出ガスの低減に努めること。
- ⑤資機材搬入時等には、工事安全上の監視等を行うこと。

16. その他工事に関し特に留意すべき事項

- ①通行者、公園利用者等の安全に留意し、監督職員並びに公園管理者の指示により工事を行うこと。
- ②工事敷地周辺内の車両通行は安全確認のもと最徐行とする。
- ③工事（仮設計画含む）については、全て監督職員並びに公園管理者の承認を経て工事を実施すること。
  - ・工程等を作成し、承認を経て工事を実施すること。
- ④近隣対策、問い合わせ、苦情等については、全て請負者が誠意を持って対応すること。
- ⑤仮設の電力、水等を工事着手に先立ち請負者側で準備すること。
- ⑥全ての使用材料は承認を得てから工事を実施すること。
- ⑦安全確保等のための施工中の仮設物設置は本工事に含むこととする。
- ⑧法令遵守は徹底すること。
  - ・道路交通法はもとより建設業法、建築基準法等の法令に拘束されているので、請負者の責任において法令は遵守すること。
- ⑨住宅地に近接しているので、騒音には十分留意して工事を進めること。
- ⑩道路及び歩道際で作業を行う際には、通行車両及び歩行者に影響のないように粉じん対策及び養生を行い施工すること。
- ⑪現場に物品を搬入及び搬出する際は、公園利用者の支障にならないように時間帯を公園管理者と調整して行うこと。
- ⑫公園内及び公園周辺はすべて禁煙とし、喫煙所を設けてはいけないこととする。
- ⑬敷地内において、感染症対策及び感染症拡大防止策を講じること。
- ⑭工事中の駐車場確保については、請負者負担とする。
- ⑮自主管理制度により公園内で清掃活動をされている市民の方がおられる場合は、清掃道具の収納場所の確保等について配慮すること。